平成２３年（フ）第５号
長崎県松浦市調川町下免353番地１
債務者　熊本　美代
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第４７７０号
東京都台東区千束４丁目７－７－502
債務者　野村　憲二
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８３３号
東京都中野区中央５丁目41－２－13
債務者　豊泉　志穂（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８４２号
東京都江戸川区篠崎町４丁目16－30－101
債務者　新垣　　貢
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８４８号
千葉県市川市東国分２丁目１－26
債務者　小池　一郎
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８５６号
東京都世田谷区千歳台６丁目17－13－202
債務者　関　　清
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８５７号
東京都葛飾区東水元５丁目９－３　サンパレスⅡ－102
債務者　荒木美代子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８７４号
東京都江戸川区江戸川３丁目10　メゾンM52
債務者　小林　裕美
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８０号
千葉県市川市原木４丁目８－９－213
債務者　吉橋由美子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８１号
埼玉県さいたま市西区三橋５丁目1892－２－201
債務者　石貝　　仁
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８２号
埼玉県蕨市中央６丁目15－６　第１西巻荘６号
債務者　植田　勝義
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８３号
東京都大田区大森北３丁目19－１－202
債務者　生方　千景
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８４号
神奈川県相模原市南区相模台４丁目12－16
債務者　細野　美紀
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８５号
東京都杉並区成田東４丁目10－15－201
債務者　谷口　　泉
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８６号
東京都府中市府中町２丁目７－３－205
債務者　渡邉由紀子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８８７号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目14－５－10
債務者　江崎　美保
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二種郵便物認可